

＜例＞中小企業等経営強化法による先端設備等に係る特例（旧地方税法附則第15条第44項）の場合

＜特例の対象となる設備＞

一定の要件をみたす中小企業者等が先端設備導入計画に基づき新たに取得した一定の設備

＜適用期間＞

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3～5年度分

＜取得時期＞

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

★先端設備導入計画の認定後に取得することが必須です。

★ソフトウェアは対象外です。

＜特例内容＞

当該設備に係る固定資産税の課税標準額が下記表のとおり軽減されます。

従業員に対する 賃上げの表明	課税標準の特例率		
	設備の取得時期	適用期間	特例率
なし	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2
あり	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3

＜対象要件＞

- ・中古資産でないこと
- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資目的を達成するための設備

減価償却資産の種類と要件	
減価償却資産の種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上

＜必要書類＞ ※ 該当する場合は、必ず添付してください。

★中小事業者等が申告を行う場合

- ・菰野町に提出した先端設備等導入計画の写し
- ・菰野町から交付された当該計画に係る認定書の写し
- ・工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る仕様等証明書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことの証する書面の写し（賃上げ表明を行う場合）

★リース会社が申告を行う場合

- ・上記の書類
- ・リース契約書の写し
- ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し